精神保健福祉審議会説明資料

１　精神疾患者の現状等について
（１）６３０調査による入院患者等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
（２）自立支援医療（精神通院医療）の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
（３）精神障害者保健福祉手帳の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
２　事業の実施状況等について
（１）第６次地域保健医療計画における目標値の達成状況について　・・・・・・・Ｐ６
（２）精神保健福祉相談等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
（うつ病対策、かかりつけ医研修等）
（３）人材及び組織の育成・援助、並びに教育研修等・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
（４）自殺対策事業について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10
（５）精神障がい者地域移行支援事業について　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ14
（６）社会復帰支援事業について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ17
（７）ひきこもり対策について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ20
（８）依存症対策について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ23
（９）その他、精神障がい者の社会復帰支援について・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ24
(10) 精神科救急医療体制整備事業について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ25
(11) 入院手続きの件数等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ26
(12) 精神医療審査会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ27
３　長期入院精神障がい者の地域移行に関する意向調査結果について・・・・・・・・Ｐ28
４　新たな取組み等について
自殺対策基本法の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ33

1. 精神疾患者の現状等について

(1)630調査による入院患者等の状況

① 病院数、入院患者数等

（各年6月30日現在）

	人口（千人）	精神科病院数	精神科病床数	人口万対病床数	入院患者数 A	人口万対入院患者数	措置入院者数 B	人口万対措置患者数	病床利用率	措置率 B/A
平成25年	740	20	3,255	44.0	2,847	38.5	31	0.4	87.5%	1.09%
平成26年	740	20	3,251	43.9	2,800	37.8	21	0.3	86.1%	0.75%
平成27年	740	20	3,251	43.9	2,811	38.0	18	0.2	86.5%	0.64%
（参考：全国分H24.6.30現在）										
全　国	125,957	1,622	337,579	26.8	302,156	24.0	1,666	0.1	89.5%	0.55%

※入院患者の入院形態別内訳は、措置入院18人（0.6%）、医療保護入院1,173人（41.7%）、任意入院1,617人（57.5%）、その他3人。
※熊本市の人口は、各年10月1日現在の推計人口。全国の人口は、平成24年10月1日現在の推計人口。

② 入院患者の病類別内訳

（各年6月30日現在）

	総数	F０	F１	F２	F３	F４	F５	F６	F７	F８	F９	G４０	その他
人数(H26)	2,800	640	72	1,531	349	64	15	8	61	13	13	23	11
割合(H26)	100.0%	22.9%	2.6%	54.7%	12.5%	2.3%	0.5%	0.3%	2.2%	0.5%	0.5%	0.8%	0.4%
人数(H27)	2,811	685	58	1,489	381	64	8	7	58	22	10	22	7
割合(H27)	100.0%	24.4%	2.1%	53.0%	13.6%	2.3%	0.3%	0.2%	2.1%	0.8%	0.4%	0.8%	0.2%

※Ｆ０：症状性を含む器質性精神障害
Ｆ１：精神作用物質使用による精神及び行動の障害
Ｆ２：統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
Ｆ３：気分（感情）障害
Ｆ４：神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
Ｆ５：生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
Ｆ６：成人のパーソナリティ及び行動の障害
Ｆ７：精神遅滞〔知的障害〕
Ｆ８：心理的発達の障害
Ｆ９：小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害
Ｇ４０：てんかん（Ｆ０に属さないものを計上する）

③ 病院及び診療所数、外来患者数

（各年6月30日現在）

	H26.6月の実人数	H26.6月の延人数	H27.6月の実人数	H27.6月の延人数
精神科病院（20病院）	13,994 人	27,480 人	14,806 人	30,708 人
診療所等（平成26年は21、平成27年は23診療所等）	12,126 人	17,621 人	12,852 人	17,827 人
合　計	26,120 人	45,101 人	27,658 人	48,535 人

※診療所等（平成26年の21）は、「精神科」「神経科」を標榜する診療所（17）、精神病床を有しない病院の「精神科」「神経科」外来（2）、精神科外来を行っている精神保健福祉ｾﾝﾀｰ（2）。平成27年の23は、「精神科」「神経科」を標榜する診療所が1増、精神病床を有しない病院の「精神科」「神経科」外来が1増。

(2)自立支援医療(精神通院医療)の状況

① 病類別受給者数

〈単位：人〉

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		割合		割合		割合		割合		割合
F0	390	4.2%	404	4.1%	435	4.1%	454	4.1%	499	4.2%
F1	224	2.4%	232	2.4%	244	2.3%	282	2.5%	299	2.5%
F2	3,668	39.3%	3,698	37.5%	3,705	35.3%	3,768	34.0%	3,837	32.2%
F3	3,786	40.6%	4,053	41.1%	4,400	41.9%	4,622	41.7%	4,957	41.6%
G40	531	5.7%	542	5.5%	551	5.2%	556	5.0%	597	5.0%
その他	735	7.9%	942	9.5%	1,162	11.1%	1,404	12.7%	1,732	14.5%
総数	**9,334**	100%	**9,871**	100%	**10,497**	100%	**11,086**	100%	**11,921**	100%

※ F0：症状性を含む器質性精神障害　F1：精神作用物質使用による精神及び行動の障害　F2：統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
F3：気分（感情）障害　G40：てんかん
※ 各年度末（3月31日現在）の人数。
※ 割合の数値が前年度数値より高い場合、下線で表示。

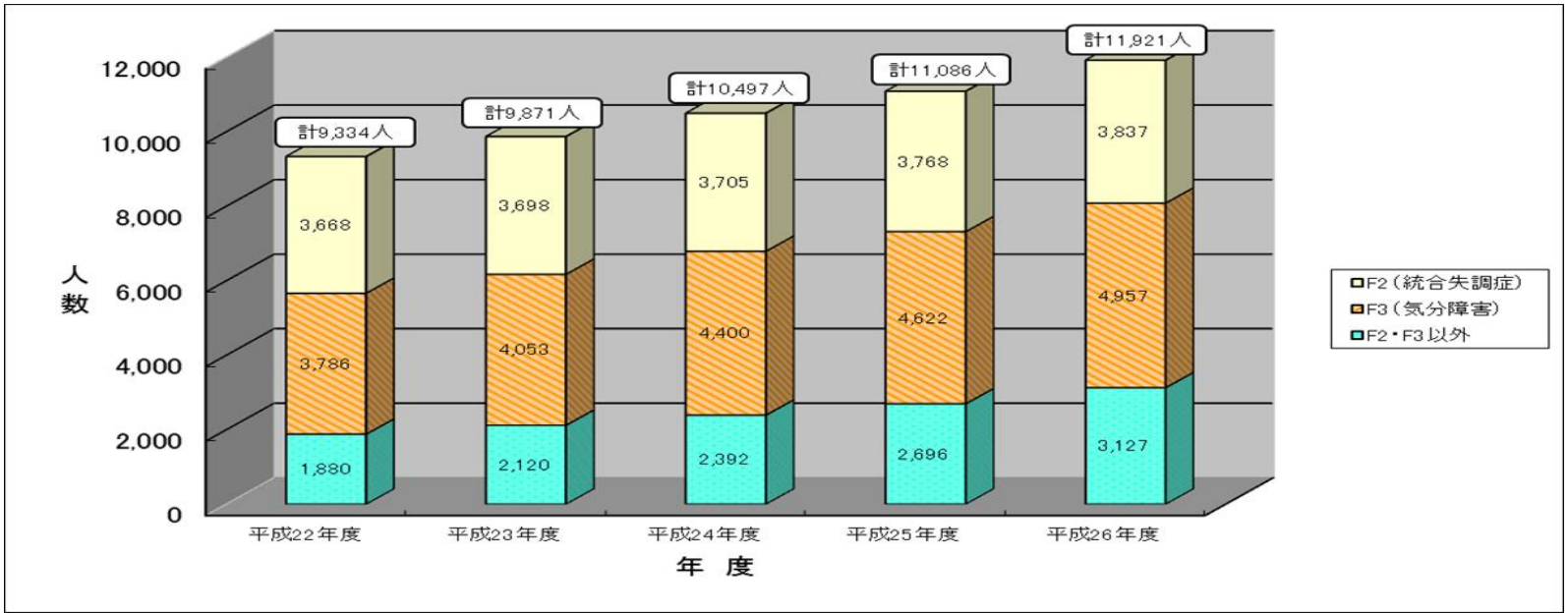

② 精神通院医療受給者数の他都市比較

		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	全国
人口（千人）		1,943	1,074	1,252	966	3,711	1,462	723	809	707	792	2,277	1,470	2,687	841	1,538	715	1,186	964	1,520	741	127,083
精神通院医療受給者数（人）	生活保護	13331	2979	3193	3016	13301	5156	2077	1562	1383	1165	6850	7582	19442	3538	8471	2431	5438	3827	6456	2671	343748
	低所得１	7969	2899	3657	2852	10737	3378	2247	2295	2045	2421	6938	8081	14032	3787	6255	2579	4349	3879	5004	2498	450285
	低所得２	2519	1479	1123	834	3785	1409	789	957	811	1005	1055	1113	2263	1014	2647	1176	2328	1218	1291	1618	172757
	中間所得１	950	46	15	35	570	8	2	24	102	767	41	81	17	28	0	0	0	136	56	1	19089
	重度かつ継続（中間所得１）	4157	2025	2227	1705	5906	2231	1377	1932	1421	1773	4044	2339	5389	1763	3215	1786	3408	1800	2426	1748	278896
	重度かつ継続（中間所得２）	7396	3087	4899	3542	14614	5525	2995	2684	2149	2885	9442	5372	9343	2837	6127	3379	7132	3385	4533	2656	440568
	重度かつ継続（一定所得以上）	1076	659	1254	855	3669	1628	499	317	320	527	2024	1027	1297	391	1594	504	1213	405	991	505	73064
	合計	37,398	13,174	16,368	12,839	52,582	19,335	9,986	9,771	8,231	10,543	30,394	25,595	51,783	13,358	28,309	11,855	23,868	14,650	20,757	11,697	1,778,407
人口万対精神通院医療受給者数（人）	生活保護	68.6	27.7	25.5	31.2	35.8	35.3	28.7	19.3	19.6	14.7	30.1	51.6	72.4	42.1	55.1	34.0	45.9	39.7	42.5	36.0	27.0
	低所得１	41.0	27.0	29.2	29.5	28.9	23.1	31.1	28.4	28.9	30.6	30.5	55.0	52.2	45.0	40.7	36.1	36.7	40.2	32.9	33.7	35.4
	低所得２	13.0	13.8	9.0	8.6	10.2	9.6	10.9	11.8	11.5	12.7	4.6	7.6	8.4	12.1	17.2	16.4	19.6	12.6	8.5	21.8	13.6
	中間所得１	4.9	0.4	0.1	0.4	1.5	0.1	0.0	0.3	1.4	9.7	0.2	0.6	0.1	0.3	0.0	0.0	0.0	1.4	0.4	0.0	1.5
	重度かつ継続（中間所得１）	21.4	18.9	17.8	17.7	15.9	15.3	19.0	23.9	20.1	22.4	17.8	15.9	20.1	21.0	20.9	25.0	28.7	18.7	16.0	23.6	21.9
	重度かつ継続（中間所得２）	38.1	28.7	39.1	36.7	39.4	37.8	41.4	33.2	30.4	36.4	41.5	36.5	34.8	33.7	39.8	47.3	60.1	35.1	29.8	35.8	34.7
	重度かつ継続（一定所得以上）	5.5	6.1	10.0	8.9	9.9	11.1	6.9	3.9	4.5	6.7	8.9	7.0	4.8	4.6	10.4	7.0	10.2	4.2	6.5	6.8	5.7
	合計	**192**	**123**	**131**	**133**	**142**	**132**	**138**	**121**	**116**	**133**	**133**	**174**	**193**	**159**	**184**	**166**	**201**	**152**	**137**	**158**	**140**

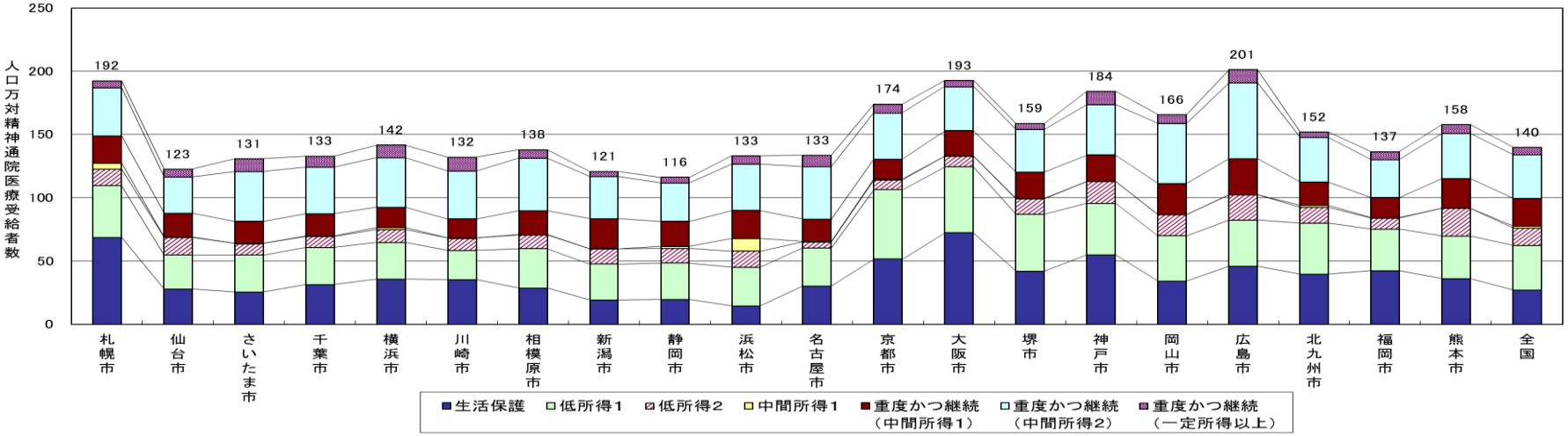

※自立支援医療（精神通院医療）の支給決定件数は、平成26年度福祉行政報告例による給付決定件数（平成26年3月～平成27年2月）。
※人口は、平成26年10月1日現在の推計人口。

(3)精神障害者保健福祉手帳の状況

① 障害等級別手帳所持者数

〈単位：人〉

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		割合		割合		割合		割合		割合
1級	1,126	20.9%	1,115	19.4%	1,120	18.0%	1,186	17.0%	1,171	15.8%
2級	3,906	72.4%	4,174	72.8%	4,512	72.3%	4,973	71.2%	5,207	70.2%
3級	361	6.7%	446	7.8%	606	9.7%	829	11.9%	1,039	14.0%
合計	**5,393**	100%	**5,735**	100%	**6,238**	100%	**6,988**	100%	**7,417**	100%

※各年度末（3月31日現在）の人数。
※割合の数値が前年度数値より高い場合、下線で表示。

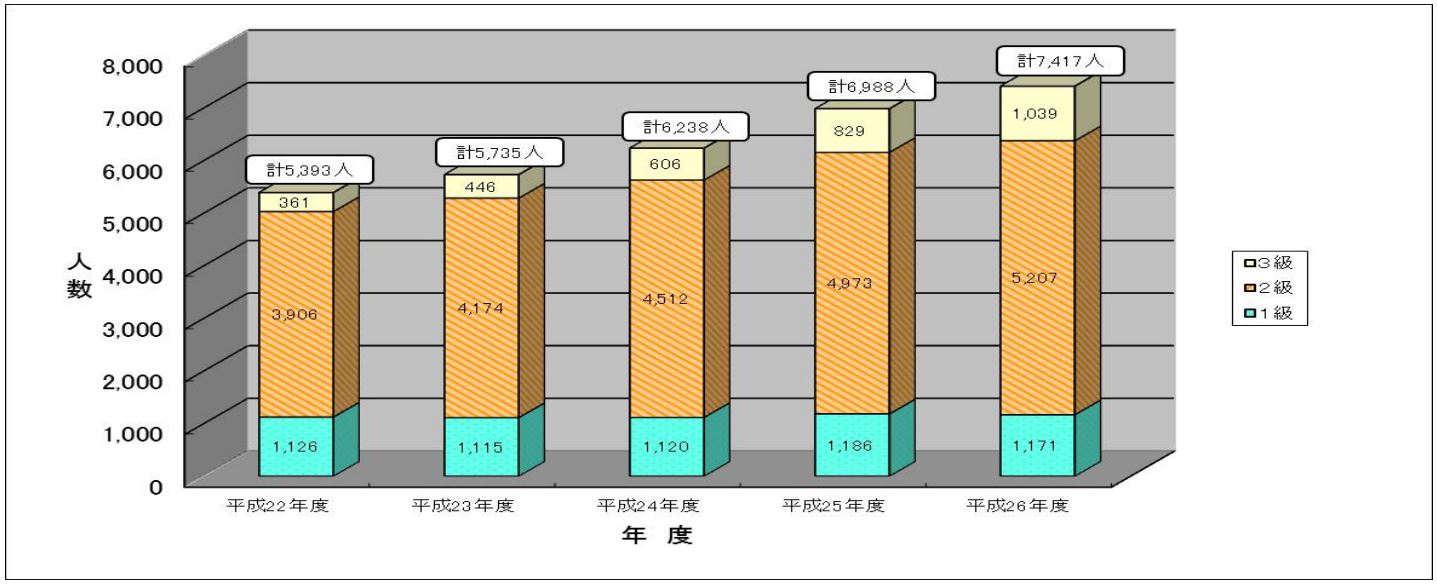

② 年齢別手帳所持者数

〈単位：人〉

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		割合		割合		割合		割合		割合
18歳未満	20	0.4%	26	0.5%	36	0.6%	38	0.5%	64	0.9%
18～20歳未満	21	0.4%	19	0.3%	26	0.4%	30	0.4%	31	0.4%
20歳代	357	6.6%	380	6.6%	432	6.9%	497	7.1%	524	7.1%
30歳代	842	15.6%	951	16.6%	1,002	16.1%	1,137	16.3%	1,170	15.8%
40歳代	1,160	21.5%	1,239	21.6%	1,387	22.2%	1,542	22.1%	1,650	22.2%
50歳代	1,251	23.2%	1,260	22.0%	1,347	21.6%	1,458	20.9%	1,566	21.1%
60歳～65歳	692	12.8%	749	13.1%	784	12.6%	848	12.1%	838	11.3%
65歳以上	1,050	19.5%	1,111	19.4%	1,224	19.6%	1,438	20.6%	1,574	21.2%
総数	**5,393**	100%	**5,735**	100%	**6,238**	100%	**6,988**	100%	**7,417**	100%

※各年度末（3月31日現在）の人数。
※ 割合の数値が前年度数値より高い場合、下線で表示。

③ 手帳所持者数の他都市比較

		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	全国
人口（千人）		1,943	1,074	1,252	966	3,711	1,462	723	809	707	792	2,277	1,470	2,687	841	1,538	715	1,186	964	1,520	741	127,083
手帳所持者数（人）	１級	820	1312	652	1209	2994	981	734	726	293	435	1411	1460	2621	1042	1076	440	1329	531	774	1107	108,557
	２級	10426	4519	4710	3322	15477	5585	3390	3797	2080	3214	13091	7487	15542	4873	8919	2985	8468	4229	6527	4877	488,121
	３級	6167	1587	2212	1403	9814	3643	1843	342	1469	1164	5460	4219	9133	1192	3374	1066	2971	1800	3972	974	206,975
	合計	17,413	7,418	7,574	5,934	28,285	10,209	5,967	4,865	3,842	4,813	19,962	13,166	27,296	7,107	13,369	4,491	12,768	6,560	11,273	6,958	803,653
人口万対手帳所持者数（人）	１級	4.2	12.2	5.2	12.5	8.1	6.7	10.2	9.0	4.1	5.5	6.2	9.9	9.8	12.4	7.0	6.2	11.2	5.5	5.1	14.9	8.5
	２級	53.7	42.1	37.6	34.4	41.7	38.2	46.9	46.9	29.4	40.6	57.5	50.9	57.8	57.9	58.0	41.7	71.4	43.9	42.9	65.8	38.4
	３級	31.7	14.8	17.7	14.5	26.4	24.9	25.5	4.2	20.8	14.7	24.0	28.7	34.0	14.2	21.9	14.9	25.1	18.7	26.1	13.1	16.3
	合計	**89.6**	**69.1**	**60.5**	**61.4**	**76.2**	**69.8**	**82.5**	**60.1**	**54.3**	**60.8**	**87.7**	**89.6**	**101.6**	**84.5**	**86.9**	**62.8**	**107.7**	**68.0**	**74.2**	**93.9**	**63.2**

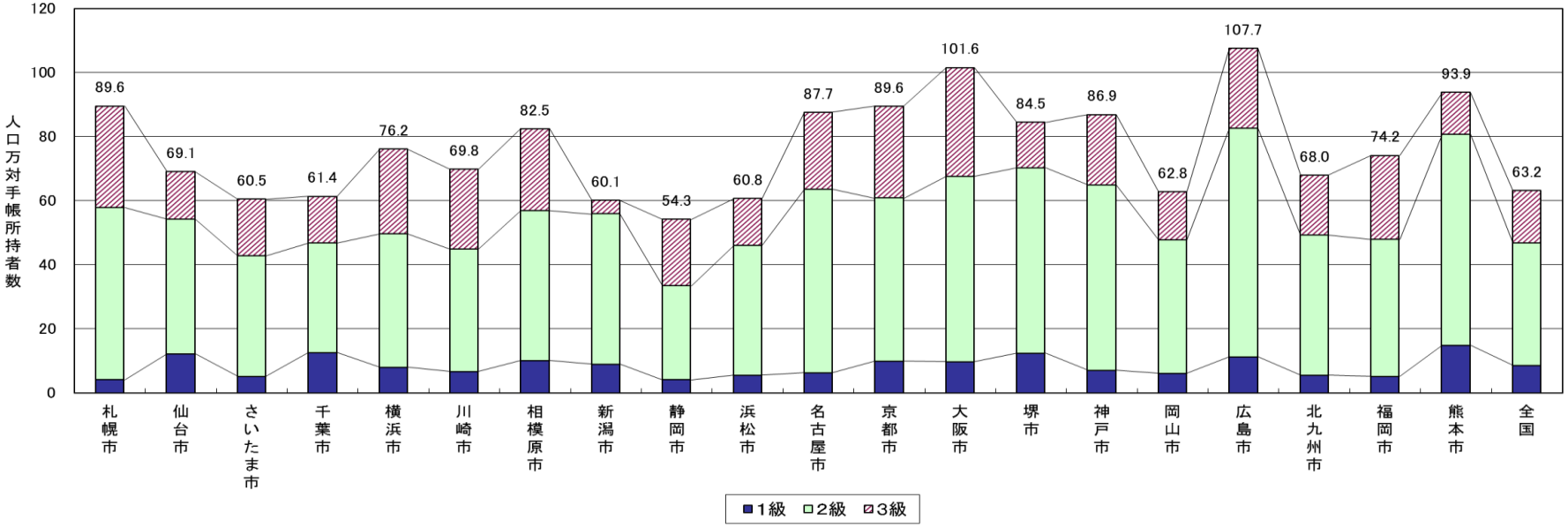

※手帳所持者数は、平成26年度衛生行政報告例による精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数（平成26年度末時点、有効期限切れを除く）。
※人口は、平成26年10月1日現在の推計人口。

2. 事業の実施状況等について

（1） 第6次地域保健医療計画における目標値の達成状況について

【評価指標】

指　標　名	計画策定時	平成26年度評価	現状	指標の動向	目標
1 精神科病院における1年未満入院者の平均退院率	77.5%（平成20年度）	77.8%（平成25年度）	76.9%（平成26年度）	↓	83%（平成26年度）
2 高齢長期入院患者の退院者数	84人（平成23年度）	105人（平成25年度）	97人（平成26年度）	↑	101人（平成26年度）
3 熊本市の自殺死亡率	19.3（平成17年）	18.4（平成24年）	15.8（平成26年）	↑	15.4（平成28年）

1 精神科病院における1年未満入院者の平均退院率について
平成26年度における平均退院率を現在（平成20年6月30日調査）より7%相当分増加させる。 ⇒ 77.5%（H20平均退院率）×1.07＝83%

2 高齢長期入院患者の退院者数について
平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を現行（H23）より20%増加させる。⇒ 84人（H23退院者数）×1.2＝101人

3 熊本市の自殺死亡率について
自殺総合対策大綱の数値目標「平成28年までに、平成17年の自殺死亡率を20%減少」により設定。

（2）精神保健福祉相談等について（うつ病対策、かかりつけ医研修等）

① 精神保健相談 〈各区役所・精神保健福祉室〉

こころの問題や病気、障がい者の社会復帰などについて、保健師等が面接や電話による相談、訪問指導を行う。

1）面接相談件数

年 度	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計
H24	270	431	91	1	72	389	491	1,745
H25	150	440	39	2	52	267	667	1,617
H26	201	501	44	0	25	310	519	1,600
（内訳） 中央	45	162	15	0	3	42	73	340
東	69	133	5	0	8	66	128	409
西	23	70	1	0	2	35	222	353
南	17	21	5	0	2	45	85	175
北	45	97	17	0	10	98	0	267
保健所	2	18	1	0	0	24	11	56

2）電話相談延件数

年 度	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計
H24	951	2,154	259	20	235	1,982	3,706	9,307
H25	963	2,184	162	11	129	1,561	2,739	7,749
H26	1,076	1,519	129	4	108	1,387	1,583	5,806
（内訳） 中央	729	784	16	0	9	168	62	1,768
東	102	260	22	0	52	328	658	1,422
西	90	185	0	1	8	73	285	642
南	25	56	10	0	7	204	404	706
北	115	165	75	2	30	569	16	972
保健所	15	69	6	1	2	45	158	296

3）訪問延件数

年 度	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計
H24	176	351	64	7	14	203	302	1,117
H25	170	368	50	5	12	259	167	1,031
H26	185	387	40	2	26	297	180	1,117
（内訳） 中央	36	44	11	0	13	53	21	178
東	41	59	7	0	3	98	84	292
西	45	106	0	0	0	16	4	171
南	31	29	4	0	2	67	61	194
北	31	93	18	0	8	52	10	212
保健所	1	56	0	2	0	11	0	70

※保健所（精神保健福祉室職員）と区役所職員との同行訪問については、各区役所に計上した。

② こころの健康相談 〈こころの健康センター〉

こころの悩み等について、電話相談員が電話による相談を受け付ける。また、精神科医師、保健師及び心理士等が面接による相談を受け付ける。
（平日の午前9時～午後4時）　096－362－8100（ハートまる）

1）来所相談

延件数 （実人数）　　（衛生行政報告例より）

年度	老人精神	社会復帰	ｱﾙｺｰﾙ	薬物	ｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ	思春期	心の健康※1	うつ	摂食障害	その他	計	再掲				
												ひきこもり	発達障害	自殺関連	犯罪被害	災害
H24	12 (10)	225 (69)	30 (22)	31 (18)	—	91 (44)	310 (170)	117 (43)	—	313 (159)	1129 (535)	182 (64)	180 (58)	81 (28)	10 (6)	—
H25	19 (13)	284 (71)	28 (20)	9 (6)	31 (22)	84 (43)	309 (154)	70 (36)	—	506 (121)	1340 (486)	226 (60)	190 (24)	70 (24)	3 (3)	0
H26	18 (10)	444 (63)	24 (17)	3 (3)	31 (23)	72 (40)	272 (135)	42 (32)	0	277 (132)	1183 (455)	253 (53)	126 (44)	44 (18)	0	1 (1)

2）電話相談

年度	老人精神	社会復帰	ｱﾙｺｰﾙ	薬物	ｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ	思春期	心の健康※1	うつ	摂食障害	その他	計※2	再掲				
												ひきこもり	発達障害	自殺関連	犯罪被害	災害
H24	81 (57)	210 (116)	141 (60)	50 (25)	—	221 (145)	1323 (726)	269 (184)	—	787 (345)	3082 (1658)	251 (137)	143 (84)	94 (49)	4 (3)	—
H25	123 (83)	343 (86)	126 (62)	45 (22)	82 (42)	200 (104)	1684 (755)	358 (195)	—	1879 (368)	4840 (1717)	262 (81)	285 (54)	117 (34)	3 (3)	1 (1)
H26	130 (83)	281 (24)	160 (63)	32 (17)	104 (59)	144 (92)	1390 (579)	223 (125)	12 (7)	4079 (492)	6555 (1541)	162 (48)	141 (39)	355 (41)	4 (1)	3 (1)

3）メール相談

年度	老人精神	社会復帰	ｱﾙｺｰﾙ	薬物	ｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ	思春期	心の健康※1	うつ	摂食障害	その他	計	再掲				
												ひきこもり	発達障害	自殺関連	犯罪被害	災害
H24	0	0	0	0	—	0	1 (1)	0	—	6 (5)	0	0	1 (1)	0	0	—
H25	0	1 (1)	0	0	0	0	3 (3)	0	—	1 (1)	5 (5)	1 (1)	0	0	0	0
H26	0	0	0	0	0	0	6 (3)	1 (1)	0	3 (2)	10 (6)	4 (1)	1 (0)	0	0	0

4）訪問相談

年度	老人精神	社会復帰	ｱﾙｺｰﾙ	薬物	ｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ	思春期	心の健康※1	うつ	摂食障害	その他	計	再掲				
												ひきこもり	発達障害	自殺関連	犯罪被害	災害
H24	10 (8)	17 (10)	10 (2)	1 (1)	—	8 (3)	10 (5)	5 (2)	—	23 (16)	84 (47)	30 (13)	3 (1)	5 (3)	0	—
H25	7 (6)	73 (20)	1 (1)	1 (1)	0	3 (2)	32 (14)	3 (3)	—	20 (17)	140 (64)	41 (20)	6 (5)	6 (6)	0	0
H26	9 (6)	70 (19)	4 (1)	0	0	3 (3)	30 (9)	1 (1)	0	20 (10)	137 (49)	33 (13)	4 (4)	8 (6)	0	0

※1心の健康（社会生活において生ずるストレスの増大等による精神疾患に陥らないための心の健康づくりに関する相談）
※2電話相談は、匿名での相談もあるため新規受付数で計上

③ 心の健康相談 〈各区役所〉

市民の心の健康の保持・増進を図るため、精神科医（嘱託）による相談日を各区役所に月１回設け、必要な援助を行う。

実施場所	中央	東	西	南	北
相談開催日	第3金曜日	第3水曜日	第4木曜日	第2金曜日	第3月曜日

年度	総計	中央	東	西	南	北
H24	82 (80)	13 (13)	13 (13)	26 (24)	12 (12)	18 (18)
H25	66 (66)	13 (13)	10 (10)	20 (20)	11 (11)	12 (12)
H26	81 (81)	13 (13)	15 (15)	22 (22)	17 (17)	14 (14)

※( )内は相談実人数

④ かかりつけ医等心の健康対応力向上研修会 〈精神保健福祉室〉

うつ病等の診断技術等の向上を図り、多くのうつ病患者の早期発見・早期治療を行うため、最初に診察することの多い一般内科医等かかりつけ医に対して、うつ病に関する専門的な養成研修を熊本県と共同で実施。事業は、熊本県医師会に委託（平成25年度～）。

内容：「うつと自殺」、「精神科救急医療とうつ病への対応について」、
「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援」、「症例検討」

日時：平成26年12月6日（土） 15：00～18：00
平成27年1月31日（土） 15：00～18：00

場所：熊本県医師会館

（3） 人材及び組織の育成・援助、並びに教育研修等 〈こころの健康センター〉

① 精神保健福祉関係団体の育成支援

精神障がい者家族会、患者会、社会復帰事業団体等の組織育成を図り、地域住民の組織的活動を促し、地域精神保健福祉の向上を図る。

	患者会	家族会	断酒会	職親会	その他	計
H24	12	19	0	0	30	61
H25	20	10	1	0	31	62
H26	23	14	2	0	34	73

② 精神保健福祉関係機関への技術支援

精神保健福祉関係機関（区役所、福祉事務所、医療施設、教育施設等）への技術支援・援助を行う。

個別ケース処遇(延件数)

	老人精神	社会復帰	ｱﾙｺｰﾙ	薬物	ｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ	思春期	心の健康	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	計
H24	107	65	33	22	—	67	124	71	22	0	—	386	897
H25	106	70	23	11	19	134	151	108	29	1	0	526	1,178
H26	132	84	30	9	18	133	142	127	65	2	0	559	1,301

関係機関事業(延件数)

	老人精神	社会復帰	ｱﾙｺｰﾙ	薬物	ｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ	思春期	心の健康	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	計
H24	2	44	3	16	—	4	28	4	12	1	—	23	137
H25	1	40	0	11	0	10	31	6	13	0	3	29	144
H26	30	74	9	17	0	2	48	6	6	2	0	37	231

③ 精神保健福祉担当者研修会

内容：精神保健福祉業務に従事する者が必要な専門的知識及び技術を習得することで、地域精神保健福祉活動の推進を図る。
日時：平成27年5月15日（金）
場所：ウェルパルくまもと3階すこやかホール
参加者：41名

④ 思春期精神保健福祉研修会

内容：思春期における「発達障がい」や「不登校・ひきこもり」等の課題への理解を深め、精神保健福祉活動の推進を図る。
日時：平成27年8月5日（水）
場所：ウェルパルくまもと1階大会議室
参加者：202名

⑤ 児童精神症例検討会

内容：小児を診る機会の多い精神科医や小児科医等向けに、スーパーバイズを受ける機会を提供するとともに、行政機関等との円滑な連携を図る。
日時：①平成27年5月16日（土） ②平成27年9月5日（土） ③平成28年2月13日（土）
場所：①②ウェルパルくまもと1階102会議室 ③ウェルパルくまもと3階301、302会議室

（4） 自殺対策事業について

【資料】自殺者数・自殺死亡率の年次推移

◆「人口動態統計」による（平成23～26年）

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
全 国	自殺者数	28,896	26,433	26,063	24,417
	自殺死亡率	22.9	21.0	20.7	19.5
熊本県	自殺者数	416	428	365	332
	自殺死亡率	23.0	23.8	20.4	18.6
熊本市	自殺者数	145	136	118	117
	自殺死亡率	19.7	18.4	15.9	15.8

◆「地域における自殺の基礎資料」による（平成23～26年）

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
全 国	自殺者数	30,651	27,858	27,283	25,427
	自殺死亡率	24.3	22.0	21.3	19.8
熊本県	自殺者数	441	448	376	340
	自殺死亡率	24.1	24.6	20.6	18.6
熊本市	自殺者数	138	129	112	107
	自殺死亡率	19.0	17.8	15.3	14.6

① ネットワーク体制構築 〈精神保健福祉室〉

○ 自殺対策連絡協議会の開催

内容：熊本市の各関係機関（医療・福祉・就労・民間等）との連携を強化する。

日時：平成27年11月16日（月）

場所：熊本市総合保健福祉センター ウェルパルくまもと1階あいぽーと会議室

② 普及啓発 〈精神保健福祉室〉

○ 自殺予防週間における啓発事業

内容：パネル展示

日時：平成27年9月10日（木）～16日（月）8：30～17：15

場所：市役所1階ロビー

○ アルコール関連問題啓発週間における啓発事業

内容：パネル展示

日時：平成27年11月10日（火）～16日（月）8：30～17：15

場所：市役所1階ロビー

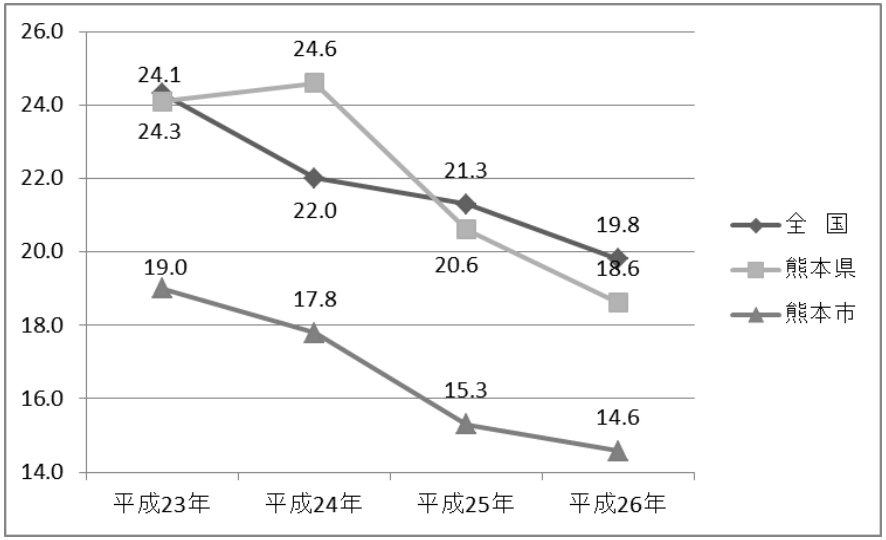

グラフ：自殺死亡率の年次推移

○ 若者を対象とした啓発事業

内容：①39歳以下限定　ゴルゴ松本「命の授業」講演会　　②学校関係に配布予定

日時：①平成27年11月23日（祝）14：00～16：00　　②若者向け自殺予防対策パンフレットの作成

場所：①ウェルパルくまもと

○ 自殺対策強化月間キャンペーン（予定）

内容：①パネル展示　　②リーフレット配布

日時：①平成28年3月1日（火）～11日（金）8：30～17：15　　②平成28年3月予定

場所：①市役所（1階ロビー）　　②下通アーケード、熊本駅、水前寺駅

○ パンフレット配布・ポスター掲示等

③ 相談事業　〈こころの健康センター〉

○ 包括相談会の実施（年4回）

自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題等に対する生活相談と、心の健康等の健康要因に関する相談について、弁護士、精神科医師、臨床心理士等の専門職で対応し、問題の解決を図る機会を提供することで、自殺予防に努める。

内容：①・③若者のくらしとこころの悩みの相談会

②・④くらしとこころの悩みの相談会

日時：①平成27年6月19日（金）　13：00～16：00受付

②平成27年9月18日（金）　13：30～19：30受付　（弁護士会と合同実施）

③平成27年12月11日（金）　13：30～16：00受付

④平成28年3月11日（金）　13：30～19：30受付　（弁護士会と合同実施予定）

場所：ウェルパルくまもと

延相談件数（実相談件数）：①21（16）件　②25（22）　③17（12）件

○ こころの健康相談統一ダイヤルへの参加

0570－064－556（おこなおう　まもろうよ　こころ）

○ 自殺予防週間における九州・沖縄・山口一斉電話相談

実施期間：平成27年9月7日～11日　（相談時間を9時～21時に延長）

相談件数：151件　（9：00～16：00　132件　16：00～21：00　19件）

④ 人材養成 〈こころの健康センター〉

○ ゲートキーパー養成研修の実施（年2回）

内容：自殺を防ぐことを目的として地域支援者等に自殺危機介入スキルの習得を目的とした研修会を実施し、自殺予防対策を図る。
日時：平成27年12月7日（月）、平成27年12月8日（火）
場所：ウェルパルくまもと1階　大会議室
参加者：45名

年度	ロールプレイ型研修		ゲートキーパーの説明・相談機関の紹介	
	開催回数	延参加者数	開催回数	延参加者数
H24	3	67	2	119
H25	2	34	1	32
H26	2	38	5	86
H27（H28.1まで）	2	45	5	56

○ 自殺予防研修会

内容：「教員が知っておきたい子どもの自殺予防～自傷行為・自殺に関する理解と対応～」
講師　国立病院機構熊本医療センター　橋本　聡氏
「自殺予防教育の実践的な取り組みについて」
講師　四天王寺学園小学校　阪中　順子氏
「自殺予防教育に関するワークショップ」
講師　四天王寺学園小学校　阪中　順子氏
日時：平成27年8月3日（月）　9：15～16：00
場所：ウェルパルくまもと1階　大会議室
参加者：116名

○ 電話対応スキルアップ研修会

内容：講義及び演習
講師　カウンセリングオフィス　KMJメンタルアシスト代表　松下　弘子氏
こころの健康センター　長谷川　典子　医療主幹
日時：平成27年6月17日（水）13：30～16：30
場所：ウェルパルくまもと1階大会議室
参加者：45名

○ 認知行動療法（自殺予防）研修会
内容：「日常業務にいかす認知行動療法～認知行動療法をベースにした面接の実際」
講師　一般社団法人　認知行動療法研修開発センター　理事長　大野　裕氏
日時：平成27年9月25日（金）　13：30～17：00
場所：ウェルパルくまもと1階　大会議室
参加者 ：131名

○ こころのスキルアップ講演会（一般市民向け認知行動療法講演会）
日時：平成27年 9月26日（土）9：30～12：00
場所：ウェルパルくまもと1階　大会議室
内容：「こころを軽くする認知行動療法のコツ」
講師　一般社団法人　認知行動療法研修開発センター　理事長　大野　裕氏
参加者：170名

○　平成27年度熊本市高齢者自殺予防研修会
日時：平成27年10月30日　13：30～16：30
場所：ウェルパルくまもと1階　大会議室
内容：「認知症疾患とその対応について」
講師　こころの健康センター　長谷川　典子医療主幹
「高齢者の抑うつについて」
講師　熊本大学医学部付属病院　神経精神科　藤瀬　昇氏
参加者：43名

⑤ 自死遺族支援 〈こころの健康センター〉
○ 自死遺族グループミーティングの実施
内容：大切な人を自死（自殺）で亡くした者が悩みや苦しみを話すことができる機会を提供する。
日程：偶数月第3木曜　14：00～16：00　場所：ウェルパルくまもと1階101会議室

H27	4月16日	6月18日	8月20日	10月15日	12月17日	2月18日
参加者数（人）	2	2	3	2	1	未定

○ 個別面接相談（予約制）

○ 電話相談　月～金　9：00～16：00

○ 自死遺族向けリーフレットの配布・研修会等での配布
自死遺族ケアについての多職種ワーキング・グループ（熊本救急医療自傷・自殺問題対策協議会　自死遺族ケアに関する事業で熊本医療センター、熊本県警・熊本県・熊本市が参加）に参加。自死遺族のみならず、急死遺族へのリーフレットの作成。

（5） 精神障がい者地域移行支援事業について〈精神保健福祉室〉

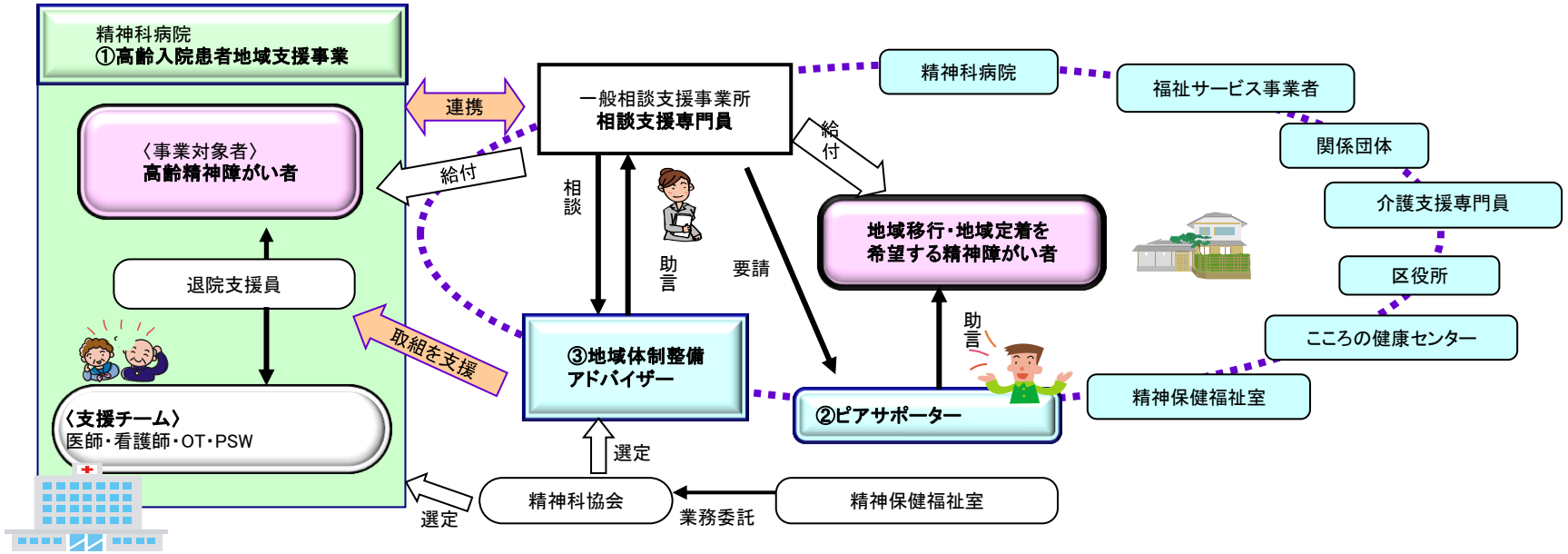

① 精神障がい者地域移行支援アドバイザーの配置

精神科病院等の地域移行への取り組みに対する支援・助言や、精神障がい者の地域移行及び地域定着に必要な体制整備の総合調整を行う。

年度	配置数	相談件数
H24（7月～H25年3月）	3名	44件（5件/月）
H25	3名	75件（6件/月）
H26	3名	74件（6件/月）
H27（4月～H28年1月）	3名	90件（9件/月）

② ピアサポーターの活用

地域で生活し、病状が安定している精神障がい者が、ピアサポーターとして、入院中の精神障がい者への退院に向けた相談・助言を行う。
（平成28年1月現在のピアサポーター登録者22人）

年度	活動件数
H24（10月～H25年3月）	17件（3件/月）
H25	41件（3.5件/月）
H26	32件（2.7件/月）
H27（4月～H28年1月）	14件（1.4件/月）

③ 高齢入院患者地域支援事業

精神科病院に長期入院している高齢者に対して、病院内の専門職種と地域関係者がチームとなり、退院に向けた包括的な支援プログラムを実施し、地域移行を目指す。

年度	実施病院	対象者数（人）	退院者数（人）
H24	7病院	9	3
H25	7病院	10	4
H26	6病院	8	1
H27	3病院	3	1

④ 地域移行支援協議会等の設置

○ 自立生活体制検討会（年10回）

○ 地域移行支援協議会

年度	開催回（開催日）	参加者数（人）	内容
H24	第1回（8/21）※	52	事業説明と実績報告、意見聴取等 ※地域精神保健福祉連絡協議会と兼ねて開催
	第2回（12/19）	59	
	第3回（3/13）	51	
H25	第1回（10/29）※	48	
	第2回（3/12）	46	
H26	第1回（12/22）	48	
H27	第1回（2/1）	48	

地域人づくり事業「精神障がい者ピアサポーター育成・活用」事業について

【地域人づくり事業とは】
・国の平成25年度補正予算により経済対策の一環として創設された緊急雇用創出事業
・地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大を通じて「全員参加」を可能とする環境を整備する（「雇用拡大プロセス」）とともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進（「処遇改善プロセス」）するもの。

【事業の目的】
・雇用拡大プロセスとして、委託事業者にて失業者（優先対象者：若年者、女性、障がい者、高齢者）を雇い入れた上で、委託事業所でOff-JT、OJTを組み合わせた人材育成を実施し、継続的雇用を図る。

【事業の内容】
・精神障がい者ピアサポーター育成・活用事業は、精神科病院を有する法人において、精神障がい者をピアサポーターとして雇い入れ、訪問看護等のスタッフによる人材育成を行い、本格就労を目指す。また、事業成果をまとめ関係機関等へ配布等を行い、精神障がい者の雇用拡大を図る。

【事業の結果】
・委託事業者　医療法人横田会　平成26年8月1日 契約締結（平成26年9月1日 事業開始）
・事業履行期間　平成26年9月1日～平成27年8月31日
・雇用者数　新規雇用者2名
・雇用者情報　平成26年9月12日～　女性1名雇用開始（平成27年3月31日退職）
平成26年10月1日～　男性1名雇用開始（平成27年8月31日退職）
平成27年5月1日～　女性1名雇用開始（平成27年8月31日退職）
※延べ3名雇用。いずれもピアサポーターの経験なし。継続雇用に至らず。

【事業の成果・課題（委託事業者ヒアリング）】
○成果
・雇用者はやりがいを持って仕事に取り組んでいた（1名は自信をもたれ転職希望により退職された）。
・ピアサポーターがいたことで、委託事業者の利用者の雰囲気作りにつながった。
・ピアサポーターの仕事を具体的に捉える機会になった。
・雇用者や委託事業所のみならず、利用者もピアサポーターの存在を理解する機会になった。
○課題
・委託事業者も初めての取り組みで、手探りの状態で雇用・人材育成することになった。
・ピアサポーターとして即戦力を期待することは難しく、人材育成に時間が必要だと思われた。
・ピアサポーター自身も病気を抱えており、柔軟な勤務体制など雇用側の支援体制が必要だと思われた。

（6） 社会復帰支援事業について 〈こころの健康センター〉

① 就労準備デイ・ケア（精神科ショート・ケア）

統合失調症の方を対象に認知機能リハビリテーションや自己管理プログラム等を実施し、さらにハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら一般就労への支援を行う。

	開催回数	延参加者数	申込者数	修了者数	修了者におけるデイ・ケア終了後の支援状況					
					一般就労者	A型利用者	就職活動中	生活支援	デイ・ケア継続	支援終了
H24（10月～3月）（第1期）	48	368	14	8	1	2	0	1	2	2
H25（4月～9月）（第2期）	48	393	12	8	2	4	1	0	0	1
H25（10月～3月）（第3期）	46	435	17	11	3	3	0	3	0	2
H26（4月～9月）（第4期）	45	370	14	9	1	4	1	1	3（1名A型も利用）	0
H26（10月～3月）（第5期）	47	240	10	6	2	1	0	1	0	2
H27（4月～9月）（第6期）	45	334	14	8	2	4	0	0	3（1名A型も利用）	0
H27（10月～3月）（第7期）	46		10							

※一般就労者、A型利用者は平成28年1月における最初の就職先

② 就労準備デイ・ケア修了生の集い・就労ミーティング

デイ・ケアの修了者を対象に、ミーティングを実施（修了生の集い：デイ・ケア終了～6ヶ月、就労ミーティング：デイ・ケア終了後～）。デイ・ケア終了後の生活や自身の体調等を振り返り、就労について話し合いながら、生活・就労の支援を行うことを目的とする。

年度	開催回数	参加者数
H24	—	—
H25	24	100
H26	31	113
H27（H28年1月現在）	27	116

③ 精神障がい者就労支援ネットワーク連絡会

年度	開催回数	内容	委員数(人)
H24	第1回 （H25.2.6）	こころの健康センター事業紹介 精神障がい者の就労に関する意見交換	12
H25	第1回 （H25.6.5）	就労準備デイ・ケア第1期報告 就労支援事例の意見交換、精神障がい者就労支援講演会について	9
	第2回 （H26.1.29）	就労準備デイ・ケア報告、就労支援の取り組みについて 熊本市障がい者就業・生活支援センターについて 熊本市の精神障がい者の雇用状況について	9
H26	第1回 （H26.7.23）	就労準備デイ・ケア報告、各機関の就労支援の取り組みや課題の共有 医療機関と就労支援機関との連携について	9
	第2回 （H27.3.4）	機関・施設で取り組んでいる効果的な支援・訓練について 就労支援の困難なケースについて 気分障害圏の方に対する就労支援について	9
H27(H28年1月現在)	第1回 （H27.7.8）	就労準備デイ・ケア報告 各機関の取り組みについて 就労支援事例の意見交換	9
	第2回	（3月予定）	―

④ ピアサポート相談

精神障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的として、疾患や障がい等の経験を通してピアサポートを行うためのピアサポーターを雇用し、相談対応等を行っている。

年 度	相談件数	講話(講座等の発表含む)	
		回 数	延参加者数（人）
H24	56（18）	7	140
H25	134(43)	11	329
H26	187(39)	9	400
H27(H28.年1月現在)	97(13)	13	480

⑤ ピアサポート講座

精神障がい者が、その経験を生かし、理解と共感を持って仲間をサポートしていけるように知識や情報を学ぶ機会を提供する。
また、講座修了者等を対象にピアサポートスキルの向上やさらなる知識の習得に向けたフォロー研修の機会を提供する。

年 度	講 座		ピアサポートの集い	
	開催回数	延参加者数（人）	開催回数	延参加者数（人）
H24	3	116	2	32
H25	4	104	3	57
H26	4	162	3	43
H27(H28.1月現在)	4	131	2	28

⑥ ピアサポート講演会

他都市で行われているピアサポート活動を紹介し、ピアサポートの普及及びリカバリーの促進を図る。

年度	開催回数	参加者数	対象者
H24	1	34	ピアサポート講座受講者に加え、講座修了者及び支援者 （ピアサポート講座第2回と同時開催）
H25	1	34	
H26	1	108	ピアサポート講座受講者に加え、講座修了者、支援者及び市民 （ピアサポート講座第3回と同時開催）
H27	1	83	

⑦ WRAP 集中クラス・WRAP講演会

精神障がい者が、苦労や困難に直面した際にWRAP（元気回復行動プラン）を利用して、元気を回復する、または元気を保つための方法を学ぶ機会を提供する。

（1）WRAP 集中クラス

年度	開催回数	延参加者数（人）
H24	2	30
H25	2	22
H26	2	22
H27	2	26

（2）WRAP 講演会（当事者自助グループ「らっぷらんた～熊本」との共催）

年度	開催回数	延参加者数（人）
H26	1	85

⑧ 就労支援講演会

精神障がい者の就労状況や支援についての情報を提供し、就労支援の推進を図る（平成27年度は平成28年2月22日に開催）。

（就労支援関係機関向け）

年 度	参加者数（人）	内　容
H24	98	統合失調症の認知機能リハビリテーションについて 精神科デイ・ケアと就業支援
H25	96	IPS型就労支援とは何か？ IPSとの出会いと心に残る支援のエピソード チームで取り組む就労支援
H26	146	精神障がいのある方が就労・就労継続していくために （※平成26年度からは当事者向けと合わせて開催）

（当事者向け）

年 度	参加者数（人）	内　容
H24	112	精神障がいのある方の就労支援について 精神障がいのある方の就労支援を通して感じていること
H25	149	精神障がいのある方の就労を考える ～医療の立場から、企業の立場から～
H26	146	精神障がいのある方が就労・就労継続していくために （※支援者向けと合わせて開催）
H27	―	精神障がいのある方の「働く」を考える 熊本市障がい者自立支援協議会就労部会の取組み

（7） ひきこもり対策について ＜こころの健康センター＞

ひきこもりの相談対応等はこころの健康センターで行ってきたところであるが、さらなる支援の充実をはかるために、平成26年10月より ひきこもり地域支援センター「りんく」を設置し、新たな体制でひきこもり支援を行っている。

① ひきこもり支援センター 「りんく」

平成26年10月より、熊本市にお住まいのひきこもり状態にある本人及びその家族等の第一次相談窓口として、ひきこもり対策推進事業における「ひきこもり地域支援センター」として、ひきこもり支援センター「りんく」を設置した。実施主体は熊本市であるが、事業運営についてはNPO法人に委託を行っている。

② センター概要

開所日：平日 8：30～17：15

場所：熊本県熊本市中央区大江5丁目1番1号 熊本市総合保健福祉センター（ウェルパルくまもと）3階

対象者：熊本市内在住のひきこもり状態の方及びその家族等

スタッフ：専属2名（精神保健福祉士、臨床心理士）、非常勤8名（精神保健福祉士、臨床心理士等）交代で勤務

運営主体：NPO法人お～さぁ

③ 事業内容

1）相談事業

来所、電話、メール等で相談対応をしている。必要に応じて訪問を行っている。

期間	来所相談	電話相談	訪問相談	メール相談
H26.10～H27.3	255（105）	324（181）	33（10）	65（9）
H27.4～H28.1	668（165）	940（212）	135（20）	147（14）

延件数（実件数）

※電話相談については匿名相談が含まれるため実人数は確定しない。

2）関係機関との連携

ひきこもり支援機関連絡協議会

ひきこもり状態にある本人及びその家族が切れ目なく適切な支援や情報等と継続的につながることができるよう、官民協働による重層的かつ横断的なネットワークを構築することを目的に実施している（年2回開催）。

年度	回数	延べ参加機関数	参加人数
H26	2	67	78
H27	2	54	62

※延べ参加機関数はりんく含む

※参加人数はオブザーバー含む

3）普及啓発

（ア）リーフレット作成・配布

「ひきこもり　ひとりで悩まないで」、「熊本市ひきこもり支援センター　りんく」を作成し配布している。

（イ）講演会

市民・支援者向けに「ひきこもり」に関する理解を深めるため、講演会を開催している。

期日	演題	講師	参加人数
H27.3.1	子ども・若者の精神医学	熊本学園大学 下地教授	67名
H27.8.9	ひきこもりの理解と支援	くまもと青明病院 井形医師	53名
H28.2.21 （予定）	アディクション	メンタルクリニック 保田窪　横田医師	―

（ウ）研修会

月１回開催。研修テーマは「ひきこもりからの自立」、「不登校・ひきこもりの生活支援」、「不登校・ひきこもり生徒の関わり」等。
講師はひきこもり経験者、こどもL.E.Cセンター児童指導員、スクールソーシャルワーカー等。

年度	実施回数	延べ参加者数
H26	5回	148名
H27 （H27.4～28.1）	10回	108名

4）ひきこもりサポーター養成研修

ひきこもり状態の本人や家族等に対するボランティア支援に関心のある者をサポーターとして養成する研修。

年度	実施回数	実参加者数
H26	4回	12名
H27 （H27.4～28.1）	4回	12名

5）ピアサポーター養成研修（本人向け）

4回シリーズの研修。内容は「体験発表の練習」、「居場所、社会参加の場への付き添い方」、「当事者へのピアカウンセリングの仕方」、「まとめ、ピアサポーター認定書発行」。

年度	実施回数	実参加者数
H26	14回	8名
H27 （H27.4～28.1）	4回	3名

6）ひきこもり当事者プログラム（居場所提供）

ウェルパル（すこやかホール）で開催（希望荘、市立体育館のときも有）。内容は、創作活動（しおり作成、コラージュ作成、書道等）、運動（ダンス、バドミントン、風船バレー等）、DVD鑑賞、調理等。

年度	実施回数	延べ参加者数
H26	44回	131名
H27 （H27.4～28.1）	87回	370名

7）ひきこもり家族教室

家族等が当事者への対応について学んだり、自身の思いを語る場を提供する。

年度	実施回数	延べ参加者数
H26	6回	45名
H27 （H27.4～28.1）	10回	113名

（8）依存症対策について　<こころの健康センター>

① 依存症家族教室

アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症に伴う問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得る機会を提供する。

毎月　第1火曜日　18:30～20:30　　第3火曜日　13:30～15:30

年度	開催回数	延参加人数
H24	23	119
H25	24	184
H26	23	190
H27（H28.1月末現在）	18	154

② 依存症当事者グループミーティング

依存症当事者を対象とし、依存症の回復プログラムを用いて、やめたくても自分でコントロールできない様々な行動を変えていくことを目的にしたグループミーティング行う。

年度	開催回数	延参加人数
H25	15	27
H26	23	65
H27(H27.12月末現在)	18	47

③ こころの健康づくり講演会・相談会

依存症で悩む家族が家族関係について正しい知識を習得し、問題行動への対応を学ぶ。また、広く市民を対象とし、「心の健康づくり」として依存症に関わる啓発を行う。

年度	講演会			個別相談会	家族教室
	開催日	参加者数（人）	内容	参加者数（人）	参加者数（人）
H24	H25,1.28	120	依存症からの回復、家族の回復	16	―
H25	H25.11.24	70	依存症の理解と回復への支援	―	30
H26	H26.11.23	49	薬物依存症の理解と回復への支援	―	36
H27	H27.10.25	47	依存症の理解と回復への支援	―	25

④ 依存症研修会

精神保健福祉業務に従事する者が依存症についての必要な専門的知識及び技術を習得することで、依存症への適切な対応の充実を図る。

年度	開催日	参加者数（人）	内容
H24	H25.3.11	123	アルコール依存症者とその対応について～特に高齢者の場合～
H25	H26.2.21	128	ネット依存の実態、診断、治療 （ネット依存の家族への対応、ネット依存の予防）
H26	H27.3.6	57	アルコール依存症とその対応について（仮）
H27	H28.2.12(予定)	128	アディクションの理解と支援、アディクションの家族関係に対する支援

（9）その他、精神障がい者の社会復帰支援について

① 精神障がい者サロン 〈各区役所〉

区役所保健子ども課にて、精神障がい者の社会参加や生活圏の拡大、仲間作り、居場所作りなどを目的とした活動の支持・支援を行う。

実施機関	延参加者数(開催回数)		
	H24	H25	H26
中央区	82人(年12回)	28人(年6回)	26人(年6回)
東区	118人(月2回)	68人(月2回)	60人(年12回)
西区	67人(月2回)	－	－
南区	20人(年12回)	－	－
北区	24人(年12回)	15人(年6回)	－

② 精神障がい者家族教室

実施機関	延参加者数(開催回数)		
	H24	H25	H26
中央区	57人(年2回)	－	－
西区	81人(年4回)	76人(年5回)	91人(年5回)

③ 精神保健福祉ボランティア養成講座 〈こころの健康センター〉

精神障がい者等が安定した地域生活を送るために、地域住民に対して精神障がいの正しい理解の普及を図り、地域で精神障がい者を支える精神保健福祉ボランティアの育成を目的として、ボランティア養成講座及び修了生の集いを開催する。

年度	養成講座			修了生の集い	
	開催回数	参加者		開催回数	延参加者数（人）
		対象者数（人）	延参加者数（人）		
H24	10	13	119	4	61
H25	6	13	80	4	55
H26	5	9	42	3	47
H27	4	12	42	3	27

④ ケース検討会 〈各区役所、精神保健福祉室、こころの健康センター、関係医療機関等〉

年度	開催回数	関係機関参加者数
H24	187	1,253
H25	233	1,498
H26	275	2,115

（10）精神科救急体制整備事業（県・市合同事業）について 〈精神保健福祉室〉

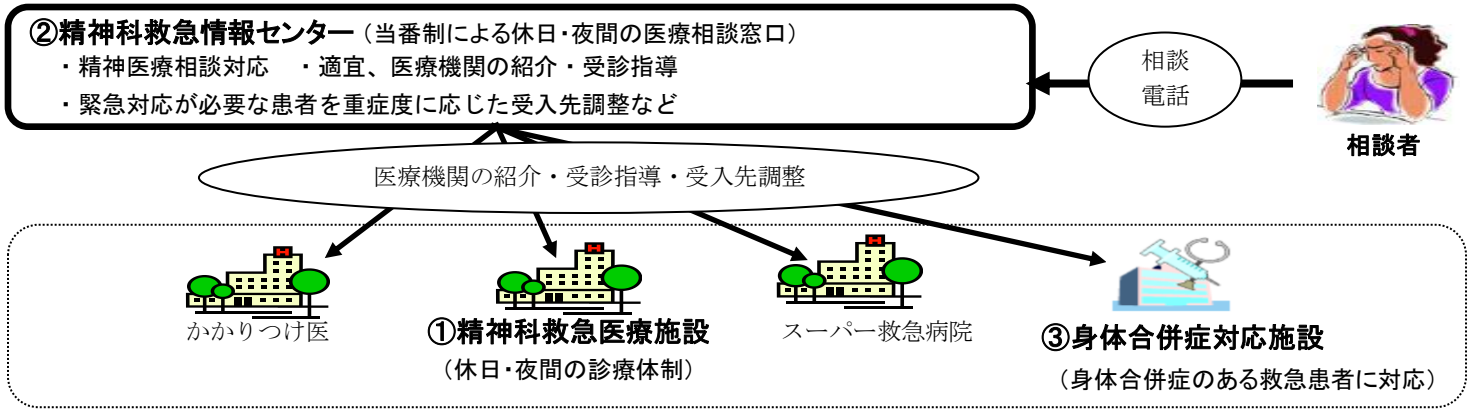

① 精神科二次救急医療事業※平成10年～（熊本市は平成24年4月～）

休日・夜間における精神疾患の急発及び急変のため、速やかに精神科治療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療及び保護を図るために、24時間365日入院可能な体制を確保する。

＜平成26年度対応状況＞　男性：410人　女性：469人　不明：20人　合計：899人

② 精神科救急情報センター事業※平成24年9月～

365日（休日・夜間）対応できる精神科救急情報センター（精神医療相談窓口）を運営し、緊急的に医療を必要とする精神障がい者やその家族からの相談を受け、必要な助言を行うとともに、患者の状態に応じて対応可能な機関につなぐ。

H26相談対応総件数		1,358件　（3.7件/日）
	緊急性が認められる相談（輪番病院等を紹介）	349件　（26%）
	緊急性は認められない相談（平日昼間の受診助言等）	444件　（32%）
	その他相談対応（傾聴・助言等）	565件　（42%）
H27（4/1～9/30）相談対応総件数		594件　（3.2件/日）
	緊急性が認められる相談（輪番病院等を紹介）	170件　（29%）
	緊急性は認められない相談（平日昼間の受診助言等）	143件　（24%）
	その他相談対応（傾聴・助言等）	281件　（47%）

③ 身体合併症救急医療確保事業※平成26年度～

精神科を有する救急告示病院である国立病院機構熊本医療センター（熊本市中央区二の丸）を「地域搬送受入対応施設」として指定し身体疾患を合併している精神疾患患者（以下「身体合併症患者」という。）の24時間365日の継続的・安定的な受入体制を確保するとともに、他病院との円滑な連携・転院調整を行うことにより、本県の身体合併症患者の診療体制の強化を図る。

＜平成26年度搬送者数＞　男性：918人　女性：1，454人　合計：2，372人

（11）入院手続の件数等について

① 措置入院関係

【平成26年度】

通報等の種別 （条番号は改正後）	通報等の件数	診察不要とした件数	診察した件数（A）	（A）のうち、 措置件数	（A）のうち、 措置不要件数
一般申請（法第22条）	3	1	2	2	0
警察官通報（法第23条）	42	17	25	20	5
検察官通報（法第24条）	24	20	4	3	1
矯正施設長通報（法第26条）	31	31	0	0	0
合計	100	69	31	25	6

【平成27年度（平成27年4月1日～平成28年1月末現在）】

通報等の種別 （条番号は改正後）	通報等の件数	診察不要とした件数	診察した件数（A）	（A）のうち、 措置件数	（A）のうち、 措置不要件数
一般申請（法第22条）	4	3	1	1	0
警察官通報（法第23条）	70	36	34	30	4
検察官通報（法第24条）	26	21	5	4	1
矯正施設長通報（法第26条）	31	31	0	0	0
合計	131	91	40	35	5

＊緊急措置入院の件数は上記には計上していない（措置件数1件として計上）。

② 医療保護入院関係

【平成27年度（平成27年4月1日～平成27年12月末現在）】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
1	医療保護入院届受理件数 （家族等同意）	205	146	168	230	155	139	180	136	149	1,508
2	医療保護入院届受理件数 （市長同意）	8	4	3	12	7	6	10	3	6	59
	市長同意による入院患者への面会実施件数	1	5	2	4	4	3	2	5	2	28
3	医療保護入院退院届受理件数	240	148	176	232	167	152	204	158	155	1,632

（12）精神医療審査会 〈こころの健康センター〉

精神科病院に入院中の者の人権を擁護し、精神科病院の適正な医療及び保護を確保するため、精神科病院に入院中の者からの退院請求及び処遇改善請求の審査、精神科病院からの報告書類の審査を行う。

定期等の報告

年度	措置定期	医療保護定期	入院届	計
H24	28	910	1,773	2,711
H25	27	893	1,775	2,695
H26	30	839	2,034	2,903

退院等請求

年度	退院請求	処遇改善請求	計
H24	18	4	22
H25	13	6	19
H26	25	3	28

退院等請求結果

年度	退院の請求			処遇改善の請求		計
	入院が適当	入院が不適当	入院形態変更	処遇が適当	処遇が不適当	
H24	18	0	0	4	0	22
H25	13	0	0	6	0	19
H26	23	0	2	3	0	28

3. 平成27年度長期入院精神障がい者の地域移行に関する意向調査結果について（単純集計・概要版）

1） 回答状況　　回答者数 ： 351人（18病院）　　〔参考〕H27. 6. 30現在入院者数（1年以上）：1，649人

2） 回答者属性

【年齢】

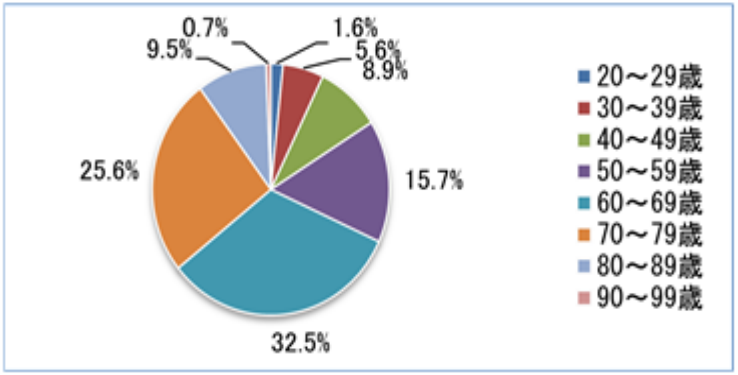

【入院期間】

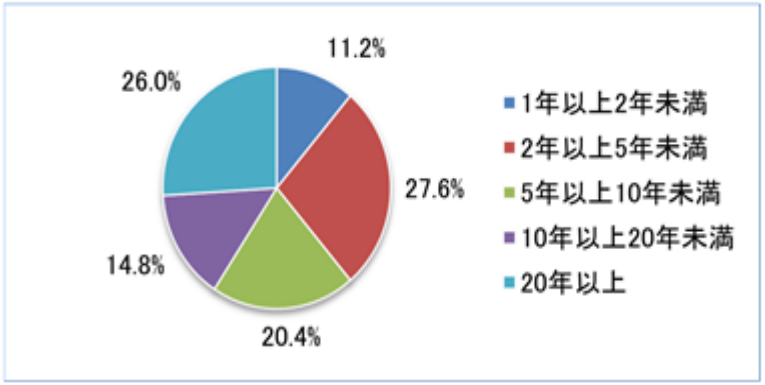

【入院形態】

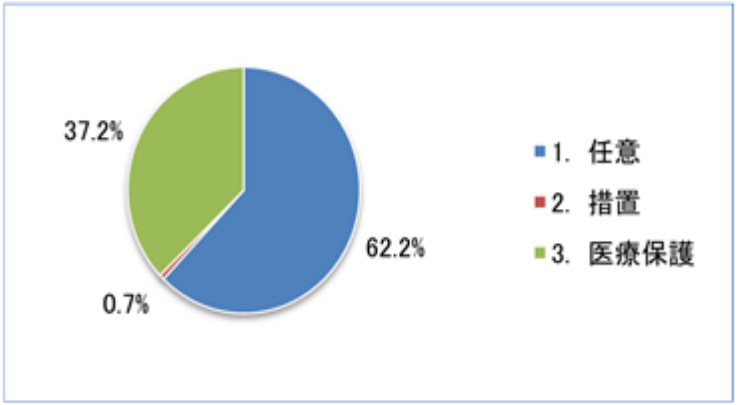

【主病名】

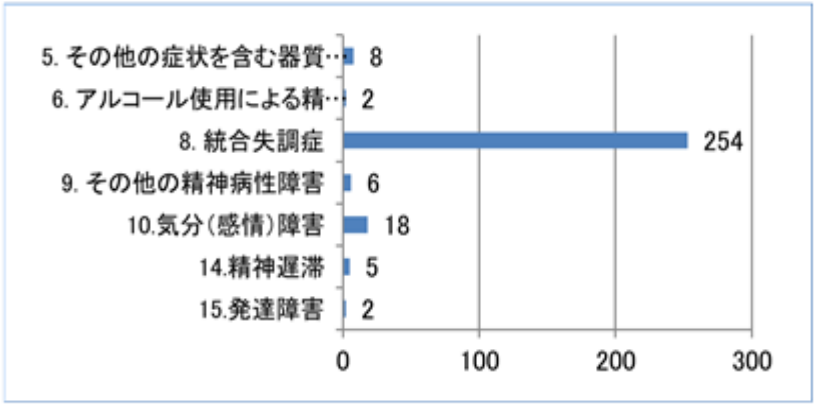

3） 入院している理由

【病院】

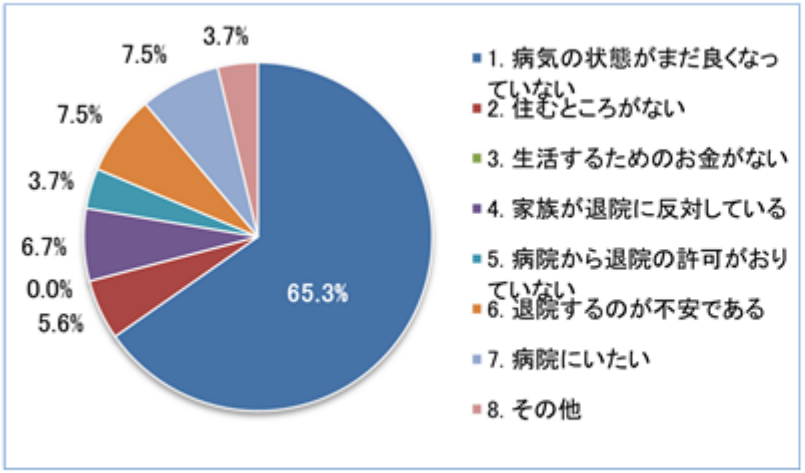

【本人】

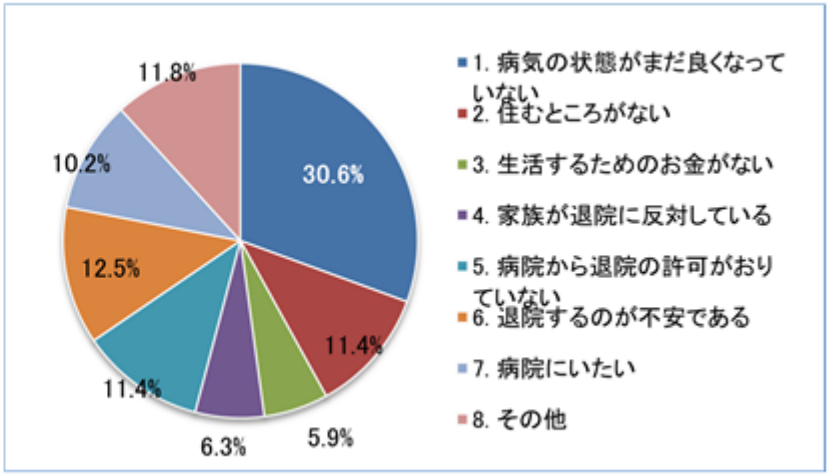

4） 退院の希望と時期

【半年以内の退院希望】

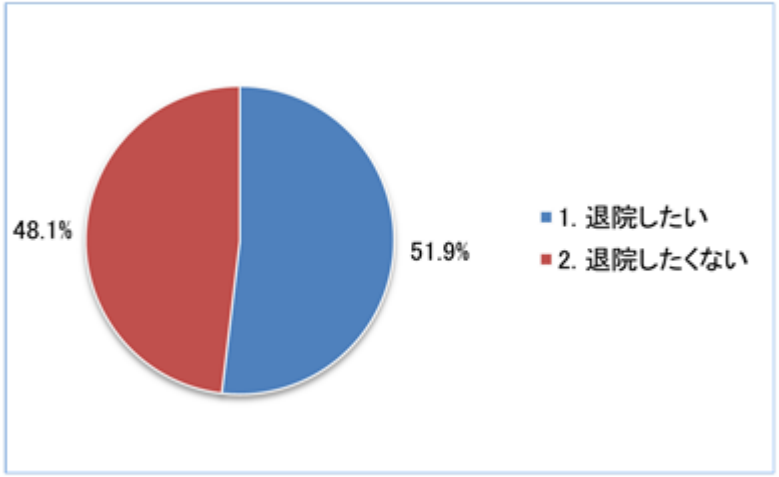

【希望する時期】

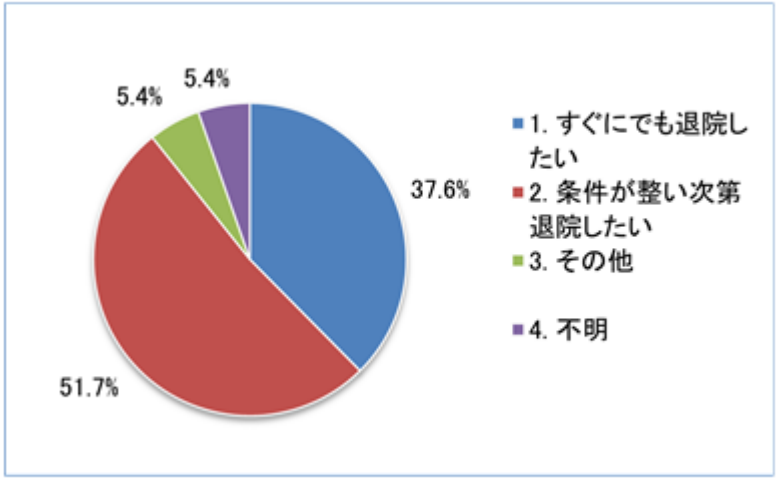

5） 退院後の住まい（複数回答）

【病院の考え】

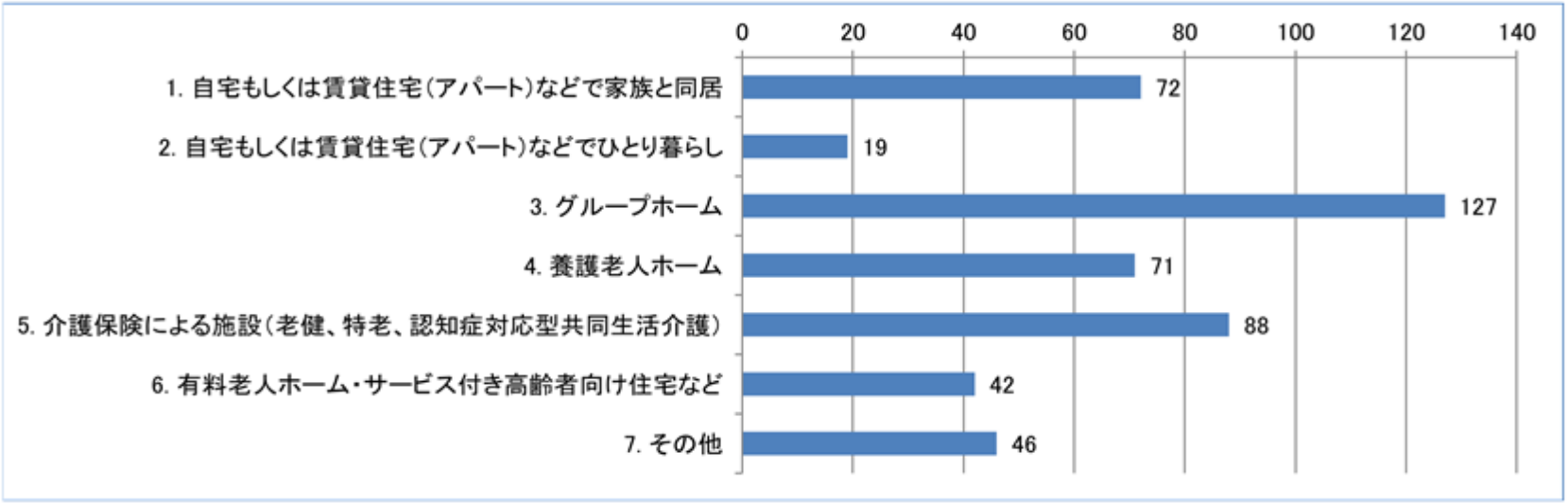

【本人の考え】

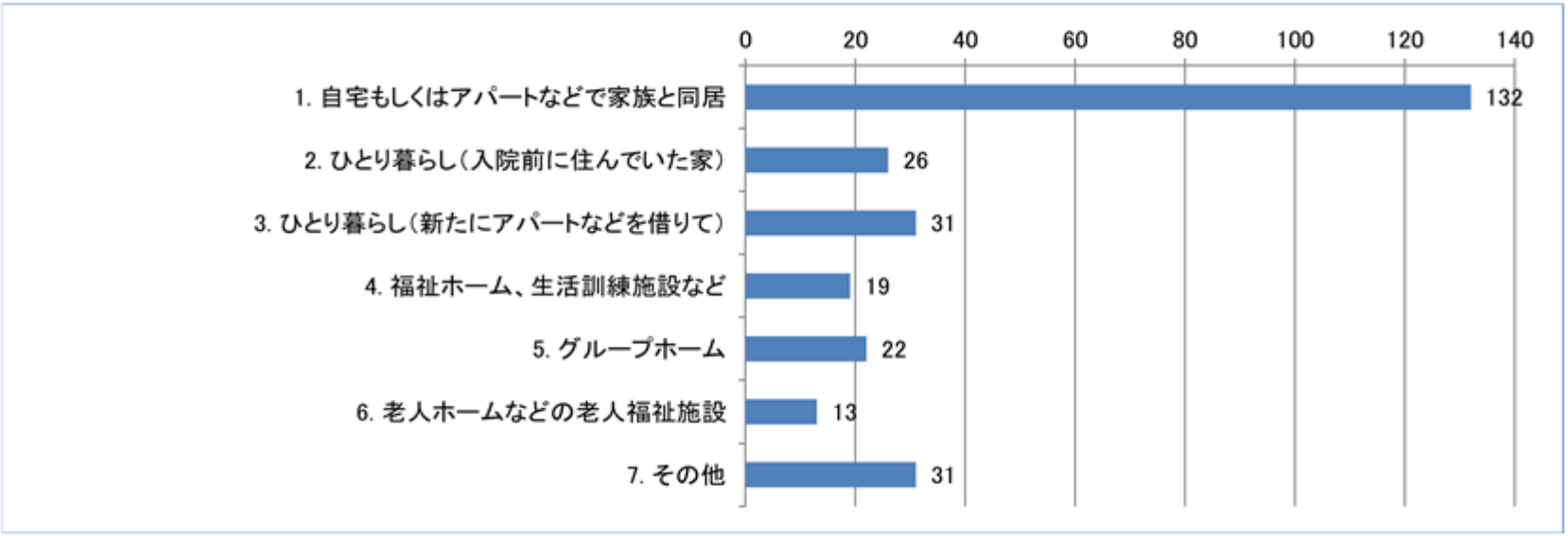

6） 退院を支援する制度

【退院支援制度の認知度】

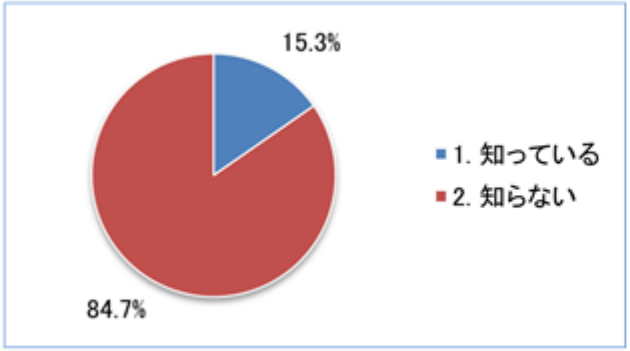

【制度の利用希望】

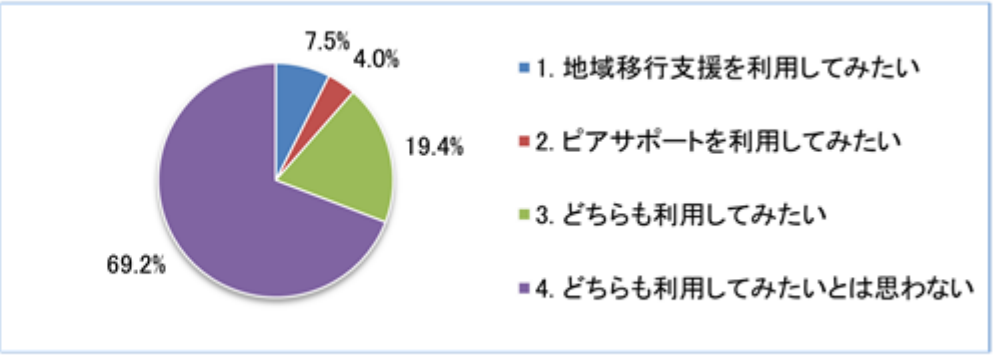

7） 退院後のサービスや支援について

【サービス等の必要性】

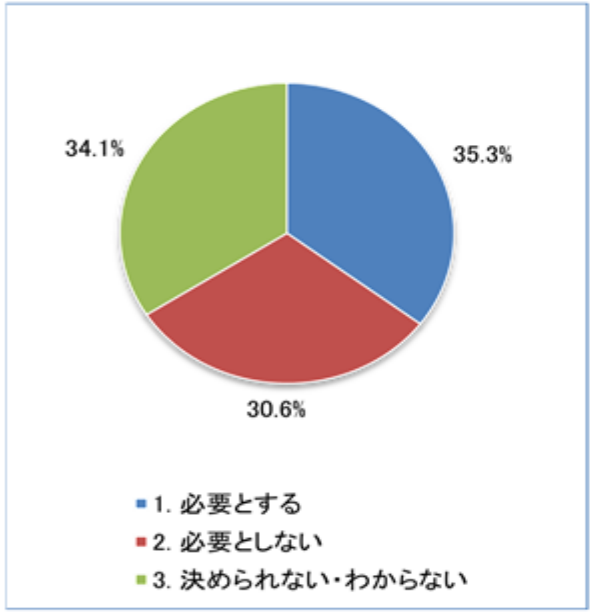

【必要とするサービス等】

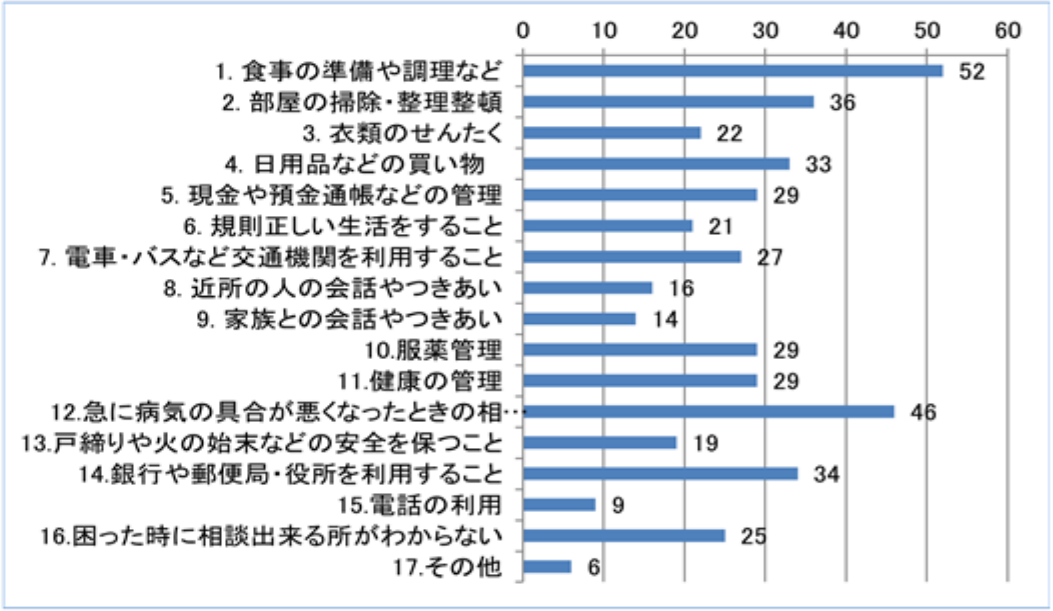

8） 日中活動について

【参加の希望】

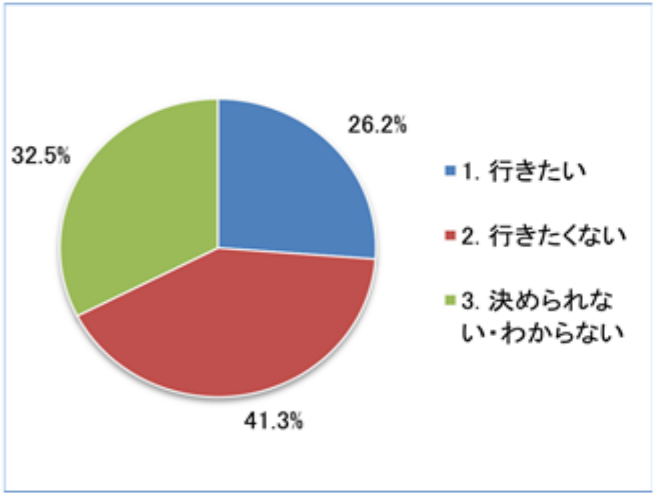

【参加したい活動】

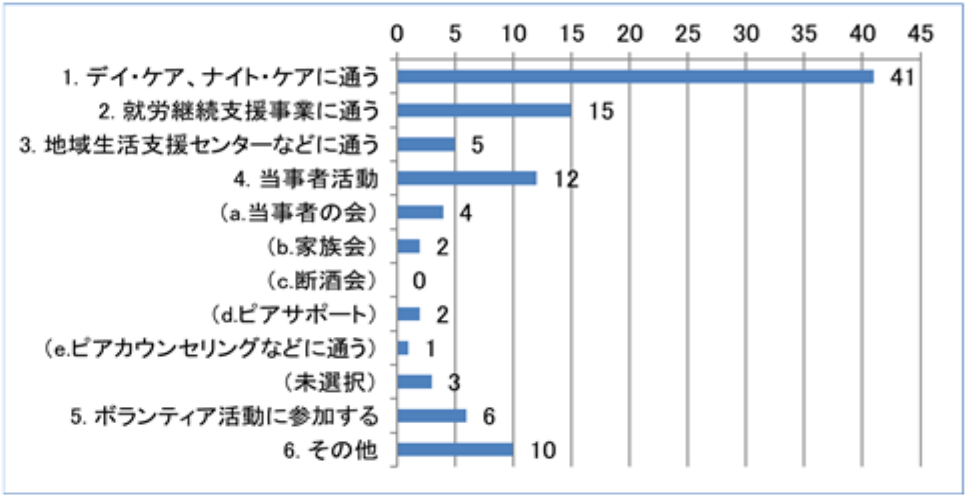

9） 就労について

【就労の希望】

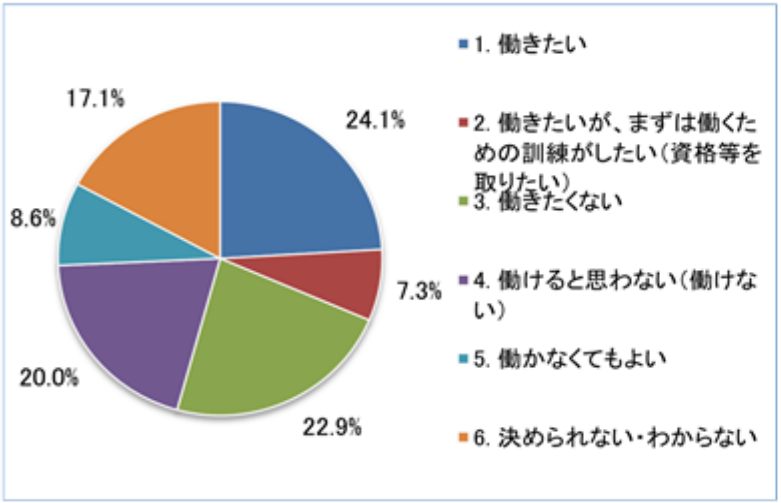

【希望する勤務形態】

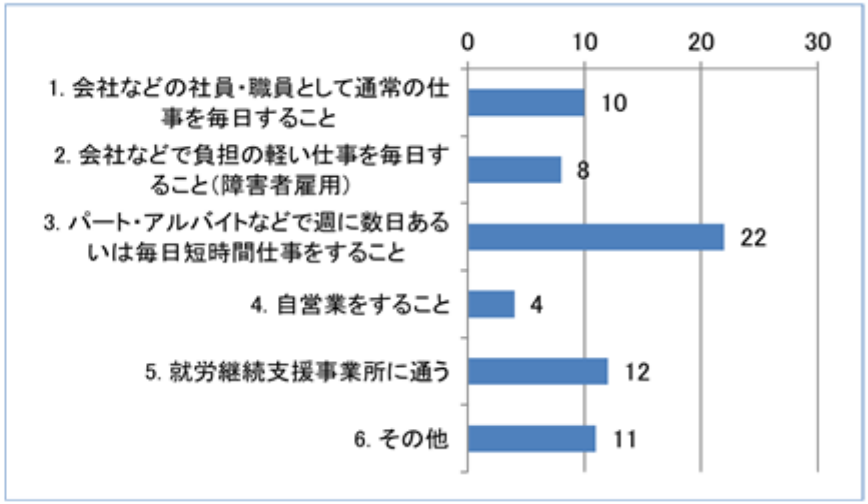

4. 新たな取組み等について（自殺対策基本法の改正について）

自殺総合対策の更なる推進を求める決議

（　平成２７年６月２日　参議院厚生労働委員会　概　要　）

◆　「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、立法府の責任において、自殺対策基本法の改正等の法整備に取り組む決意である。

◆　政府においても、次の事項について、迅速かつ確実に必要な措置を講ずることによって、自殺対策を「地域レベルの実践的な取組」による「生きる支援」として再構築し、自殺総合対策の更なる推進を図るべきである。

１　「いのち支える自殺対策」という概念を前面に打ち出すこと

２　「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進すること

３　自殺の多くが複数の阻害要因が連鎖した末に起きている実態を踏まえ、関連施策を連動させながら推進すること

４　平成 28 年 4 月に自殺対策業務を内閣府から厚生労働省に移管することに伴い、厚生労働省に設置する部署は省内横断的な組織とし、課長級を含めて内閣府からポストを移管すること

５　自殺予防総合対策センターの業務及び体制を抜本的に見直し、民学協働型の「自殺対策政策研究センター（仮称）」として改編し、全国の地域自殺予防情報センターも、その在り方を抜本的に見直し、都道府県及び市町村の自殺対策を直接的かつ継続的に支援する「地域自殺対策推進センター（仮称）」として体制及び機能の強化を図ること

➡ すべての都道府県・政令市に、市町村の自殺対策行動計画の策定支援等を行う「地域自殺対策推進センター（仮称）」を設置

６　都道府県及び市町村に、数値目標等を盛り込んだ「いのち支える自殺対策行動計画」の策定を義務づけること

➡ 都道府県・市町村に自殺対策計画の策定を義務づける「自殺対策基本法」の改正が行われる見込み

７　平成 28 年度予算において、事前に都道府県及び市町村から意見を聴き、その意見を踏まえ、内閣府が必要かつ十分な予算を要求し、地域自殺対策予算の恒久財源を確保すること

８　全国の関係者が真摯に耳を傾ける傾聴支援及び相談機関につなげる実務支援を一体的に推進し、「いのちのセーフティネット」を確保すること

９　全ての都道府県に家族を自殺で亡くした遺族に対して支援情報を提供するための仕組みを構築すること

１０　自殺未遂者を支援する専門家を養成し、拠点病院が自殺未遂者支援の専門家を他の医療機関や相談機関等に派遣する体制を構築するとともに、親族等が継続的かつ安定的に支援を受けることができる体制を整備すること

１１　全ての児童生徒を対象に「ＳＯＳの出し方教育（自殺の０次予防）」を実施すること

国、地方公共団体、関係機関、民間団体等の役割分担（イメージ）

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、国、地方公共団体、関係機関、民間団体、企業、住民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進する。

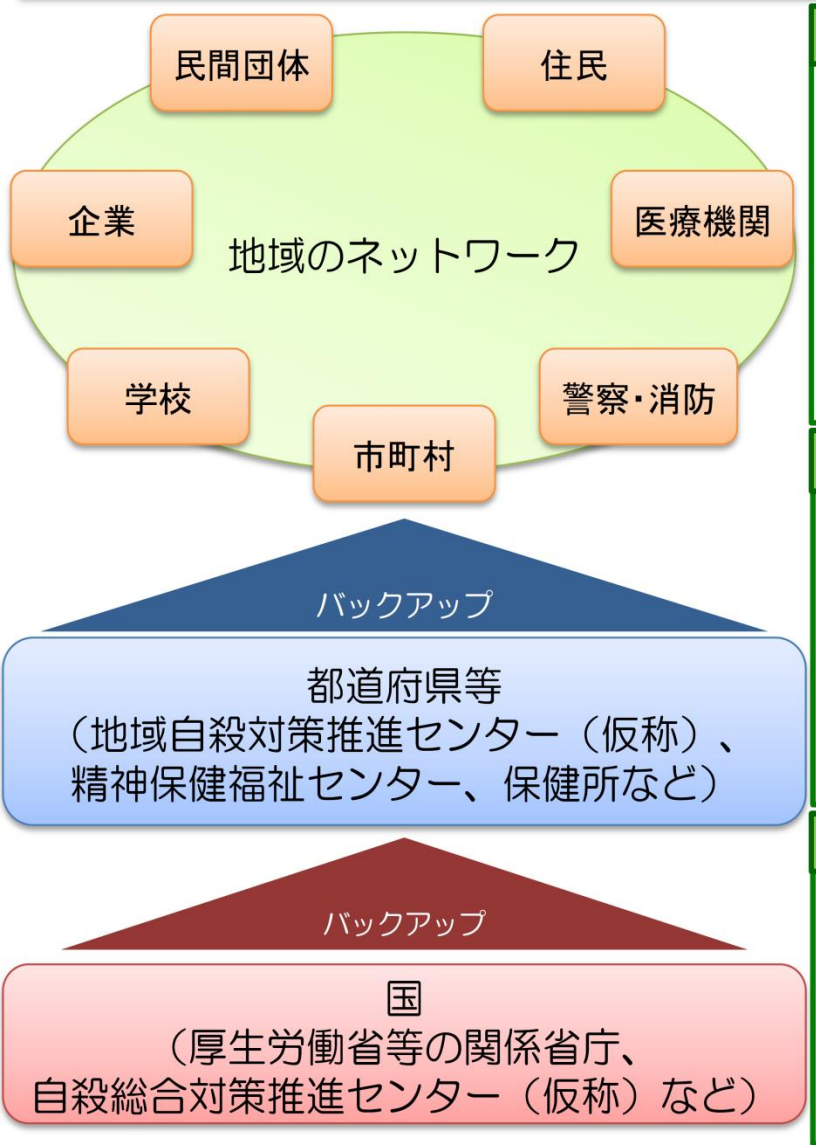

地域の主な役割

〈住民〉
自殺の状況や自殺対策の重要性に対する理解と関心の深化
〈関係機関・民間団体〉
相互理解・連携を深化し、積極的に自殺対策に参画
〈企業〉
雇用者の心の健康の保持
〈市町村〉
地域の自殺対策の企画立案実行、施策間の連携・実行

都道府県等の主な役割

〈地域自殺対策推進センター（仮称）〉
地域の自殺の実態把握・分析・情報発信、自殺対策に関する人材育成
広域の関係主体間の連携調整
〈精神保健福祉センター、保健所〉
心の健康問題に関する相談支援
〈都道府県・政令市など〉
広域の自殺対策の企画立案実行、施策間の連携・実行

国の主な役割

〈自殺総合対策推進センター（仮称）〉
自殺の実態や自殺に関する調査研究の情報収集・整理・分析・情報発信
都道府県等の自殺対策の企画立案支援（研修・ツールの開発など）
国の総合的な自殺対策を支援
〈厚生労働省等の関係省庁〉
自殺対策を総合的に策定、政策間の連携・実行

地域自殺対策推進センター（仮称）運営事業（地域自殺予防情報センター運営事業の改要求）

28年度概算要求額　455，382千円（うち推進枠400，887千円）

【事業概要】

都道府県・指定都市に地域自殺対策推進センター（仮称）を置き、①自殺対策連携推進員、自殺対策専門相談員及び情報分析・基本計画策定指導員の配置や連絡調整会議の開催により、関係機関のネットワークを強化し、地域の自殺対策の向上を図る、②地域における自殺対策に関する人材を育成するための研修会を行い自殺未遂者・自死遺族等に対して、適切な支援・情報が提供される体制を整備する、③都道府県・指定都市の自殺対策行動計画の策定及び市町村の自殺対策行動計画策定の支援（指定都市を除く）、④地域における自殺対策に資する情報の収集・分析・提供を行う。

【現状の課題と対応】

自殺総合対策の更なる推進を求める決議において、

・　その在り方を抜本的に見直し、都道府県及び市町村（特別区を含む。）自殺対策を直接的かつ継続的に支援する「地域自殺対策推進センター（仮称）」として体制及び機能の強化を図ること。（五）

・都道府県及び市町村（特別区を含む。）に、具体的な数値目標や施策の行程表などを盛り込んだ「いのち支える自殺行動計画」の策定を義務付けること。（六）

・自殺者の親族等への支援を強化するため、全ての都道府県に、「自死遺族等支援地域センター（仮称）」の役割を担うものとして、自死遺族等支援に関する情報を一元的に集約する機能を持ち、当該地域において家族を自殺で亡くした全ての遺族に対して支援情報を提供するための仕組みを構築すること。（九）
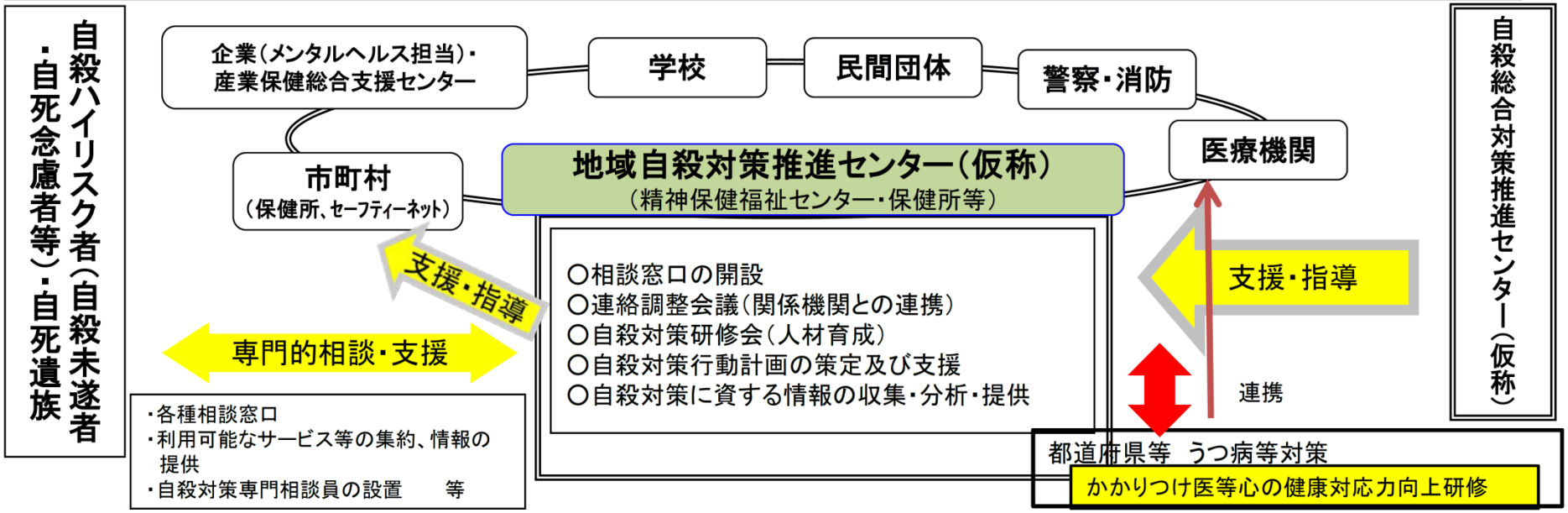
とされており、その対応を行うために地域自殺予防情報センターの事業内容を見直し改要求を行う。